

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成19年12月20日は35万2,000円、20年12月29日は36万円、21年12月10日は35万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年12月29日
③ 平成21年12月10日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成24年10月29日付けで、いずれも36万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成19年12月20日は35万2,000円、20年12月29日は36万円、21年12月10日は35万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額を、平成17年12月29日は20万円、18年12月28日は25万円、19年12月20日は43万円、20年12月29日は40万円、21年12月10日は39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年12月28日
③ 平成19年12月20日
④ 平成20年12月29日
⑤ 平成21年12月10日

A社から申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までに係る標準賞与額は、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、平成24年10月29日付けで、申立期間①は20万円、申立期間②は25万円、申立期間③は44万円、申立期間④は40万円、申立期間⑤は40万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条

本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月29日は20万円、18年12月28日は25万円、19年12月20日は43万円、20年12月29日は40万円、21年12月10日は39万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年3月まで
昭和49年に結婚したのを契機に国民年金の加入手続をし、夫婦一緒に保険料を納付してきたのに、申立期間が夫のみ納付済みとされているのは納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月に結婚し、同年12月に国民年金に加入したとしているが、戸籍上確認できる婚姻年月日は50年1月*日である上、同年1月1日に資格喪失するまで厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、49年12月に厚生年金保険の被保険者であった申立人が同時に国民年金に加入することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の加入者の記録から、昭和53年4月頃にA区で払い出されたものと推認でき、国民年金に加入したとする49年12月においても申立人は同区に住民登録していることから、別の手帳記号番号が申立人に払い出されたとは考え難い。

さらに、上記のとおり、昭和53年4月頃に国民年金の加入手続が行われたことにより、申立期間の一部に係る過年度保険料の納付書が発行された可能性があるものの、申立人及びその夫は、「まとめて納付したことはなく、毎月遅れず二人分の保険料を納付していた。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで
ねんきん定期便により、申立期間が国民年金保険料の未納期間となっていることを知ったが、昭和59年に夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料を納付してきたので、この期間は夫のみが納付済み期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年に夫婦一緒に国民年金に加入したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人については62年2月25日に、その夫については61年11月28日にいずれもA市で払い出されており、申立人の主張とは相違する。

申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和62年2月25日に払い出されているところ、申立人は国民年金に加入したとする時期においても同市に住民登録していたことから、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

また、申立人は夫婦一緒に保険料を納付してきたとしているが、申立期間については、申立人の夫は昭和62年1月27日に過年度納付していることが確認でき、この時点では申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されていない。

さらに、申立期間の一部について、過年度保険料としての納付書が発行された可能性はあるが、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したことはないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成22年1月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月から同年6月まで
平成22年1月15日にA拘置所に移送され、長期間収容されることが分かったため、B区役所に同拘置所の所在地での住民登録や国民年金保険料の免除を申請し、同日付けで住民登録及び国民年金の資格の取得と保険料免除承認がされた。しかし、日本年金機構から届いた被保険者記録照会回答票では申立期間が免除期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る住民登録、国民年金の被保険者資格の取得及び保険料免除承認のいずれについても平成22年1月15日付けで行われたとしている。住民登録については、B区の住民票除票をみると、同年12月14日に届け出られ同年1月15日に遡って登録されたことが確認でき、国民年金の被保険者資格については、国民年金被保険者関係届（届出・申請）書の写しをみると、同区で23年1月24日に受付され、住民登録された22年1月15日に遡って取得していることが確認できるが、保険料免除については、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の写しをみると、上記の被保険者関係届（届出・申請）書と同日の23年1月24日に同区で受け付けられていることが確認でき、制度上、この時点の申請により免除承認されるのは22年7月からの保険料となるため、申立期間まで遡って承認されたとは考え難い。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 20 日から 60 年 4 月 1 日まで
② 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで

申立期間①は、勤めていた会社を退職してすぐに入社したA社（現在は、B社）に勤務していた期間なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②は、C社に勤務していた期間か、同社を退職してすぐに入社したD社に勤務していた期間なので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人が一緒に勤務していたとする元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は当該期間当時の賃金台帳や保険料控除を確認できる資料は保存していないと回答しており、当該期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができないが、申立人が名前を挙げた複数の元同僚は、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者記録のある者とない者が確認できることから、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、D社が保存する申立人の履歴書に昭和 63 年 1 月 5 日入社と記載されていること、及び一緒に勤務していたとする元同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社が保存する諸給与支払内訳明細書によると、当該期間について給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる上、申立人のほかにも給与から厚生年金保険料が控除されていない複数の者がいた

ことが確認できることから、当該期間当時、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。